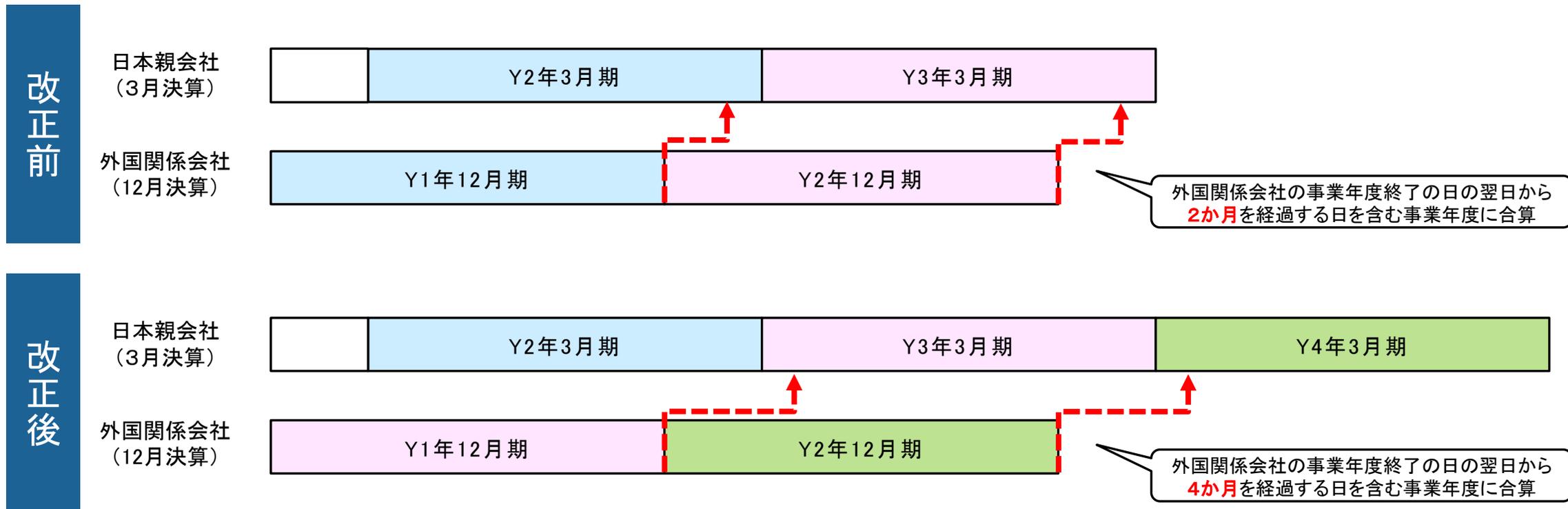


## 7 外国子会社合算税制の見直し

# (1) 合算時期の見直し

外国子会社合算税制における外国関係会社に係る課税対象金額等の合算時期について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含む内国法人の事業年度とされました(措法66の6①)(※)。

## [合算時期の改正イメージ]



※ 内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限ります。)について適用されます(改正法附則50①)。

なお、内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限ります。)について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置が講じられました(改正法附則50②)。

## (2) 添付・保存書類の範囲の見直し

申告書への添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類から、一定のものを除外することとされました(措規22の11<sup>④</sup>)。

	改正前	改正後
添付・保存書類の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>① 貸借対照表及び損益計算書</li><li>② 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書</li><li>③ ①に係る勘定科目内訳明細書</li><li>④ 本店所在地国の法人所得課税に関する法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し</li><li>⑤ 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類等</li><li>⑥ 株主等の氏名等を記載した書類</li><li>⑦ 出資関連外国法人等の株主等の氏名等を記載した書類</li><li>⑧ その他参考となるべき事項を記載した書類</li></ul>	<p>左のうち、②③を除外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 貸借対照表及び損益計算書</li><li>② 本店所在地国の法人所得課税に関する法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し</li><li>③ 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類等</li><li>④ 株主等の氏名等を記載した書類</li><li>⑤ 出資関連外国法人等の株主等の氏名等を記載した書類</li><li>⑥ その他参考となるべき事項を記載した書類</li></ul>